


令和4年度指定管理者運営状況検証シート

令和5年3月31日現在

1 施設名等

施設名 (設置年月日)	愛媛県県民文化会館 昭和61年4月13日(別館開設平成18年7月16日)	所在地 電話	愛媛県松山市道後町二丁目5番1号 089-923-5111 http://www.ecf.or.jp/m_facilities/index.html		
県所管課	観光スポーツ文化局文化振興課	指定管理者の名称	公益財団法人 愛媛県文化振興財団		
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	利用料金制	○	あり	なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。	施設の外観	
施設内容	メインホール(2725席)、サブホール(912席)、多目的ホール(真珠の間)、リハーサル室(4室)、楽屋(27室)、会議室(9室)、別館会議室(11室)、駐車場(本館295台、別館15台)		
指定管理者が行う業務	①会館の事業の実施に関する業務 ②会館の利用の許可に関する業務 ③会館の利用に係る料金の収受に関する業務 ④会館の利用の促進に関する業務 ⑤会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務		
施設の管理体制	<p>(公財)愛媛県文化振興財団</p> <pre> graph LR A[理事長] --- B[事務局長(正規)] B --- C[部長(正規)] B --- D[部長(正規)] C --- E[担当(正規4、県派遣2、臨時1)] D --- F[担当(正規3、再雇用2、臨時2、人材派遣4)] style C fill:none,stroke:none style D fill:none,stroke:none </pre> <p>(総務事業部) (施設管理部)</p>		

3 検証のための指標の推移

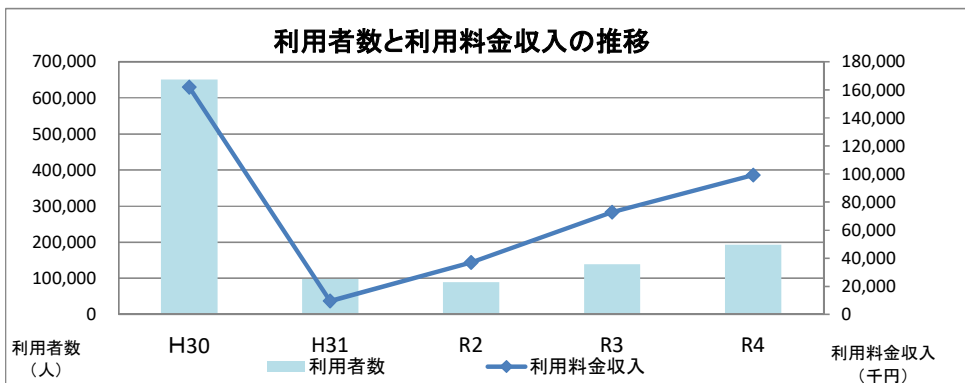
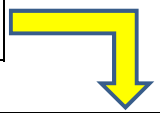
(1) 利用者数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数	650,400 人	98,270 人	89,430 人	139,400 人	193,000 人

(2) 収支状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取 入 (A)	518,090 千円	175,734 千円	286,665 千円	330,022 千円	378,265 千円
委 託 料	326,517 千円	139,952 千円	142,909 千円	153,473 千円	162,230 千円
委託料(補正額)※	2,344 千円	7,942 千円	105,414 千円	102,407 千円	110,255 千円
利用料金収入	161,867 千円	9,508 千円	36,997 千円	72,675 千円	99,208 千円
その他収入	27,362 千円	18,332 千円	1,345 千円	1,467 千円	6,572 千円
支 出 (B)	518,090 千円	175,734 千円	286,665 千円	330,022 千円	378,265 千円
事業費	17,196 千円	4,574 千円	5,239 千円	4,492 千円	12,091 千円
維持管理費	313,826 千円	75,956 千円	149,752 千円	175,786 千円	205,745 千円
人件費	82,992 千円	57,364 千円	77,626 千円	86,021 千円	86,228 千円
その他支出	104,076 千円	37,840 千円	54,048 千円	63,723 千円	74,201 千円
取 入 (A) - 支 出 (B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※) 新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



(※2) 収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

令和元年度は、大規模改修による本館休館のため、収支ともに減少した。
 利用料金収入は、令和2年度以降、新型コロナの影響による休館やイベント中止のため大きく落ち込み、令和4年度も医療危機宣言に伴う新規予約停止(R4.8.25～R4.9.16)など、コロナの影響が大きかったが、主催者等と連携し、感染対策を徹底したうえでの利用促進に努めた結果、前年度より改善した。
 ※平成30年度委託料には、エレベーター改修経費(162,000千円)及びネーミングライツ枠修繕経費(18,900千円)を含む。
 ※令和3年度委託料には、音響設備更新経費(19,517千円)を含む。
 ※令和4年度委託料には、排煙窓修繕、非常放送設備更新経費(30,253千円)を含む。

4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	
	評	価
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやTwitter、Instagram、noteなどのSNSを活用し施設関連情報や財団自主事業などを積極的に発信している。 ・最安値で提供するため、施設利用料金の区分・時間料金を併用、大規模催事の駐輪場として県民広場を開放、休館日(月曜日)のホール利用受付などを実施している。また、ホール仮予約期間を4年先まで受付することで、全国大会など長期計画の必要な催事にも対応している。 ・ホール客席、会議室テーブル他を、ご利用前にアルコール消毒するなどの徹底した感染対策を実施した。また、コロナウイルスワクチン接種会場としてレストラン部分を提供した。 ・ロビーでの無料の公衆無線 LAN サービスを実施しているほか、地下の楽屋周辺の携帯電波状況の改善を図った。 	<p>県下最大のイベントホールとして、4年先までの仮予約の受付を可能とし、参加者層に対応して駐輪場として県民広場を開放するなど、大規模イベント受入れのために柔軟に対応していることは評価できる。</p> <p>利用料金についても、午前・午後・夜間・全日の区分のほか、時間単位での予約にも対応しており、利用者の利便性向上に努めている。</p>	A

(2) 施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	
	評	価
<ul style="list-style-type: none"> ・各専門委託業者等と連携し、館内外の清掃・警備・保守点検を実施し、適正な施設維持管理に努めた。 ・故障等に迅速に対応し日々の修繕を実施するとともに、県民からの要望が多かったトイレのウォシュレット化及び自動手洗の整備を図った。 ・別館冷凍機修繕、県民プラザ排煙窓修繕、本館非常放送設備更新など施設機能維持のための大規模修繕を行った。 	<p>開館後37年を経過しており、老朽化のため故障や修繕に対する対応が必要な状況であるが、不具合発生時の報告や修繕に関する提案を適時行い、限られた予算内で施設の維持管理が適切に行われるよう努めていることは評価できる。</p> <p>令和4年度は納期の遅れや追加工事のため年度末に特に工事が集中したが、スケジュール調整及び県と各業者との連絡調整を適切に行ったほか、トイレのウォシュレット化の入札減少金を活用して自動手洗の整備を推進するなど、施設の環境改善に尽力した。</p>	S

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	
	評	価
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度利用者(主催者)385件に対しアンケート調査を実施し、(回答数155件)会館運営の指針としたほか、目安箱を設置し利用者個人からも直接ご意見をいただいた。 ・要望の多かった洋式トイレのウォシュレット化を進め、利用頻度の多いところから79台を追加整備したほか、ネット上での施設予約について、えひめ施設利用システムを導入した。 ・老朽化している机・椅子・展示パネル・仮設舞台等の取替要望が多いので、早期更新に向け引き続き県所管課と予算化の協議をしていきたい。 	<p>会館利用者へのアンケート調査の実施や外部委員からの意見聴取を行い、要望の多いものは予算化の提案を行うなど、会館運営への反映に努めていることは評価できる。</p>	A

(4) 施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	
	評	価
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやTwitter、Instagram、noteなどのSNSにより、施設関連情報を積極的に発信したほか、掲示板、チラシ等も活用し、会館の利用制限・工事・植栽管理等の情報を、タイムリーに発信している。 ・また、さらなる情報発信の強化に向け、現在ホームページのリニューアルを検討しているところ。 	<p>ホームページやSNSを活用し、イベント情報や文化事業の案内、施設利用に関する情報等を定期的に発信しており、評価できる。</p> <p>今後、ホームページのリニューアルにより更にアピール力が強化されることを期待する。</p>	B

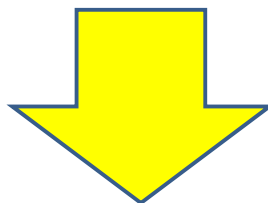
【評価基準】

S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの

A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの

B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの

C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括
<p>指定管理者としてこれまで蓄積したノウハウを活かして、イベントの誘致を積極的に行い、ダンスや芸術鑑賞事業などの文化事業の実施により集客を図ったほか、老朽化した施設を将来に渡って存続させるため、維持管理や修繕を適切に実施するなど、制度導入の効果があったものと認められる。</p> <p>今期は新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、大規模イベントの開催実績は未だコロナ以前の水準に満たない状況であるが、インターネットによる予約受付の実施による申込み手続きの簡素化やリモート会議の開催への対応など、ウィズコロナを見据えた会館運用に力を入れて欲しい。また、施設の老朽化も課題であるため、引き続き県へ修繕の提案を適切に実施し、施設の機能維持に努めて欲しい。</p>